

## 【海外出張】

### ネパール仮釈放・保護観察・量刑ワークショップ

国際協力部教官

梅本友美

#### 第1 ワorkshop開催の背景

ネパールでは、10年に及ぶ内戦を経て、2008年5月王政廃止とともに連邦共和制への移行が宣言され、以降、近代民主国家への転換を図るべく、1853年に制定されたムルキアイン法典（民事実体法、民事手続法、刑事実体法、刑事手続法を包摂する基本法典）の解体・改正作業が進められてきた。独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ネパール政府からの要請を受け、2009年に民法起草支援を開始し、現在まで長期専門家を現地に派遣するなどして立法作業に協力しているほか、2013年9月から2018年3月まで、裁判所の能力強化プロジェクトを実施した。国際協力部では、本邦研修を実施し、JICAの上記活動に協力するとともに、2009年以降、現地セミナーや国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）との共催による招へい検察官に対する共同研究を通じて、刑事司法の分野でも、独自の支援を行ってきた<sup>1</sup>。そして、遂に、2017年10月ネパールにおいて民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、量刑法の新五法が成立した。

こうした支援の過程において、ネパール最高裁判所マヘンドラ・ナート・ウパッデヤヤ事務局長から、国際協力部森永太郎部長に対し、新法により新たに導入される各種制度、特に、刑事司法分野の仮釈放、保護観察、量刑判断について、ネパール側に知識・経験の蓄積がなく、法の執行・運用に際し実務上大きな困難に直面している窮状が明かされ、日本の知見の提供を求められた。そこで、新五法の施行が2018年8月17日に迫る中、まずは、裁判官をはじめとする関係職種を対象に上記制度に関する日本における実務を紹介し、同制度の意義や機能を理解してもらうことを目的とし、関係職種間で問題意識の共有化を図り、今後の具体的運用に向けた協議の契機となることを期待して、現地ワークショップを開催することとした。

#### 第2 ワorkshopの概要

- 1 日程 2018年5月29日（火）～同月31日（木）
- 2 会場 ネパール国家司法学院（マナマイジュ別館）会議室
- 3 主催 ネパール最高裁判所、同国家司法学院、法務総合研究所国際協力部
- 4 挨拶 ネパール最高裁判所アナンダ・モハン・バッタライ判事、同ウパッデヤヤ事務局長、国家司法学院ケサリ・ラジ・パンディット事務局長、国際協

<sup>1</sup> ネパールに対する法制度整備支援の詳細については、既刊のICD NEWS及び当部ウェブサイトの国別活動内容・ネパールを参照されたい。

[URL：[http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00058.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00058.html)]

力部森永部長

5 参加者 ネパール地方裁判所判事9名ほか，最高裁判所，検事総長府，司法省，内務省，矯正局の各関係職員，警察幹部等（合計26名）

6 プログラム

第1日目（午前8時40分～午後3時45分）

・バッタライ最高裁判事による基調講演

「ネパールの新刑事法により司法に提起された課題－仮釈放，保護観察，適正な量刑実務」

・国際協力部森永部長の発表

「仮釈放と保護観察－刑事司法における社会内処遇の重要性と持続可能性」

第2日目（午前9時～午後3時45分）

・国際協力部森永部長の発表

①「社会内処遇－意義，歴史，類型，優位性」

②「日本の社会内処遇1－関係機関，観察処分の種類，開始手続」

③「日本の社会内処遇2－社会内処遇実務，善行に対する報奨と悪行に対する制裁，省庁間連携と民間セクターによる支援」

第3日目（午前9時～午後2時）

・筆者の発表

①「日本の量刑実務－裁判官は何を考慮しているか－一次的要素と二次的要素」

②「仮釈放，保護観察に対する裁判官の認識－裁判官は，被告人の更生と再犯防止のために何ができるか－実刑の代替案」

・フロアディスカッション



【森永部長の発表の様子】

### 第3 所感

1 ワークショップでは、前記のとおり、第1日目午前中にバッタライ最高裁判事から、刑事関連法の主要な改正点について総論的な説明をしていただいた後、第2日目以降、国際協力部森永部長、筆者において、日本の制度、実務の説明を行ったが、参加者から活発に質問の手が挙がり、説明の合間にも適宜質疑応答を行った。こうした質疑応答を通じて、ネパールの裁判官らが、新制度の意義は理解するに至ったものの、これを具体化する下位規範や運用指針が存在せず、実施機関等インフラも整っていない状況下で、その運用に当たって大きな戸惑いと不安を抱いていることが分かった<sup>2</sup>。他方で、参加者らからは、法を適切に執行するという自らの責務を果たすべく、日本の制度や実務から参考となる知見を獲得しようという強い意欲が感じられ、非常に充実したワークショップとなった。また、今回のワークショップは全て英語で実施したが、参加者らの語学能力は概ね高く、円滑かつ直接にコミュニケーションを図ることができ、効率的であった。

ワークショップ終了後、ウパッデヤヤ事務局長から、今回のワークショップが有意義であったことから、令状や公判前協議等、他の刑事司法の新制度についても日本の知見を提供して欲しいとの要望が示された。

2 ネパール新法の施行を間近に控え、特に刑事司法の分野では、その適正な運用は喫緊の課題であるが、インフラ整備のほか下位規範の制定、運用人材の育成等課題が山積しており、法整備支援のニーズは切実である。

そこで、国際協力部は、今後も、ネパール最高裁判所を主たる対象機関として現地セミナーや調査を実施して、JICAに情報共有するとともに、検事総長府に対する刑事司法分野の支援を実施しているUNAFEIとも連携しながら、継続的に情報収集及び問題分析を行っていきたいと考えている。また、上記のとおり、ネパール側の支援の要請が広範囲にわたり、他方で、国連開発計画（UNDP）が、司法省に対し、新法に関する包括的支援を提案しているという情報もあることから、支援対象や手法については、なお慎重な検討を要すると思われる。

---

<sup>2</sup> 参加者の多くが、新制度の安定的な運用の実現には3年ないし5年程度の期間を要するだろうと述べていた。